

報道関係者各位

令和6年11月26日

「舞鶴市立地適正化計画」の改定について

「コンパクトシティ+ネットワーク」のまちづくりを推進していくための具体的な計画である「舞鶴市立地適正化計画」を改定しましたので、お知らせいたします。

計画策定から5年が経過したこと、都市再生特別措置法が改正され立地適正化計画に「防災指針」を記載することとされたことから、まちづくりの基本方針は継続しつつ、最新データの反映、誘導施設の充実、目標値の再設定、防災指針の追加等を行いました。

1. 公表場所

都市計画課、市政情報コーナー、西支所、加佐分室、中・西・南公民館、大浦・城南会館、まなびあむ、東・西図書館、市ホームページ

2. パブリック・コメントの結果

・意見の募集期間：令和6年7月5日（金）～8月5日（月）

・募集結果：

(1) 提出された意見・・・9名、27件

(2) 意見に対する市の考え方

A：意見を踏まえ、案等の修正等を行うもの	2件
B：意見を踏まえ、その趣旨を今後の施策に反映させていくもの	0件
C：意見の趣旨が既に案等に盛り込まれているもの	2件
D：意見に対する市の考え方を説明し、ご理解いただくもの	23件



SDGs 未来都市

舞鶴市 都市計画課（担当：上羽、渡瀬）

〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044

TEL: 0773-66-1048、FAX: 0773-62-9894

E-mail: tokei@city.maizuru.lg.jp